

栃木県税務システム導入業務委託契約書（案）

栃木県（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）とは、栃木県税務システム導入業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（1）委託業務の名称

栃木県税務システム導入業務委託

（2）委託業務の内容

別紙「栃木県税務システム導入業務仕様書」のとおり

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、令和〇（西暦）年〇月〇日から令和〇（西暦）年〇月〇日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）とする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別紙「栃木県税務システム導入業務仕様書」に基づき、委託業務を処理するものとする。

（業務主任担当者）

第6条 乙は、委託業務を円滑に遂行するため、甲と連絡調整を行う主任担当者を定め、甲に書面で通知するものとする。主任担当者を変更した場合も同様とする。

（業務統括責任者）

第7条 乙は、委託業務に関して、業務を統括する責任者を定め、甲に書面で通知するものとする。責任者を変更した場合も同様とする。

（作業場所）

第8条 乙は、別紙「栃木県税務システム導入業務仕様書」に示した場所で業務を行うものとする。

(指揮命令)

第9条 委託業務の遂行に係る乙の作業従事者に対する指示、労務管理、安全衛生等に関する一切の指揮命令は、乙が行うものとする。なお、第8条に規定する甲の指定する作業場所で乙の作業従事者が委託業務を行う場合の当該従事者に対する服務規律、勤務規則等は甲乙協議の上決定する。この場合でも委託業務の遂行に係わる乙の作業従事者に対する指揮命令は乙が行うものとする。

- 2 前項の規定は、乙の委託業務遂行に関して必要な、乙の従業員と甲の職員間の打合せ、共同での調査等を妨げない。

(成果品の納入方法、納入期限及び納入場所)

第10条 乙は、甲に対し、別紙「栃木県税務システム導入業務仕様書」のとおり成果品を納入する。

(検査)

第11条 甲は、成果品が納入されたときは、その日から10日以内に委託業務の完了を確認するため当該成果品の種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しているか検査を行わなければならない。

- 2 前項の検査に合格した時をもって、甲は乙から当該成果品の引渡しをうけたものとする。

(履行の追完)

第12条 前条第1項の規定による検査の結果、当該成果品が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲は、乙に対し、当該成果品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合、乙は、甲が指定する方法により履行の追完をしなければならないものとする。

- 2 前項の場合においては、第10条及び前条の規定を準用する。
- 3 甲は、検査合格後であっても、引き渡された当該成果品が契約不適合であるときは、乙に対し、当該成果品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合、乙は、甲が指定する方法により履行の追完をしなければならないものとする。
- 4 第1項及び第3項に規定する契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、これらの規定による履行の追完を請求することができない。

(委託料の減額)

第13条 引き渡された当該成果品が契約不適合である場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、同項の催告をすることなく、直ちに委託料の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 第1項の契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2項の規定による委託料の減額の請求をすることができない。

(委託料の請求及び支払)

- 第14条 乙は、第11条第1項に規定する検査に合格したときは、甲に委託料を請求するものとする。
- 2 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受領した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(支払遅延に対する遅延利息)

- 第15条 甲の責めに帰すべき事由により、前条に規定する支払期限までに委託料を乙に支払わない場合には、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。
- 2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払いの対象となる委託料に対し、年〇パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）が改正された場合は、当該改正後の率）の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて得た額とする。

(債務不履行の場合の損害金)

- 第16条 乙がこの契約に定める義務を履行しないため、甲に損害が生じたときは、甲は、乙に対し、その損害に相当する金額を損害賠償として請求することができる。ただし、その債務の不履行が乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(一般的損害)

- 第17条 委託業務の実施中に生じた損害は、乙の負担とする。第三者に損害を与えた場合も、同様とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(履行遅滞に対する遅延損害金)

- 第18条 乙は、第10条の納入期限までに成果品を納入しない場合には、甲に対して遅延損害金を支払うものとする。ただし、その納入しないことが乙の責めに帰することができ

ない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の遅延損害金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、委託料に対し、年〇パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件が改正された場合は、当該改正後の率）の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額とする。
- 3 甲に生じた損害額が第1項の規定による遅延損害金の金額を超える場合には、甲は、その超過額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。

（危険負担）

第19条 引渡し前に生じた成果品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

（知的財産権の帰属等）

第20条 委託業務の処理に伴い、契約締結以降に生じた特許権・実用新案権（特許・実用新案を受ける権利を含む。以下「特許権等」という。）の帰属について、以下のとおり合意するものとする。

- (1) 甲が単独で行った発明・考案（以下「発明等」という。）から生じた特許権等は甲に帰属するものとする。
 - (2) 乙が単独で行った発明等から生じた特許権等は、乙に帰属するものとする。
 - (3) 甲及び乙が共同で行った発明等から生じた特許権等については、甲及び乙の共有とし、持分は甲が2分の1、乙が2分の1とする。この場合において、甲及び乙は、特許権等の全部につき、それぞれ相手方の了承及び対価の支払いなしに自ら実施し、又は第三者に対し通常実施権を許諾できるものとする。
- 2 前項1号及び2号に定める甲又は乙に帰属する特許権等が生じ、本契約の成果品の利用に関して当該特許権等の実施が必要である場合には、両者は必要な範囲で相手方に無償で通常必要な特許権等の実施を許可する。
- 3 委託業務の処理に伴い作成した成果品及び改修されたプログラムに関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、第14条の規定により甲から乙に委託料が支払われたとき、甲及び乙の共有とする。ただし、権利の移転前であっても、甲が必要な範囲において成果品を利用できることとする。
- なお、甲は、成果品及び改修されたプログラムを無償で利用、複製、翻訳及び改変することができるものとする。
- また、乙が蓄積したシステム開発についてのアイデア、ノウハウ、技術等をもとに、乙は、成果品に係るプログラムと類似のプログラムを、第三者のために作成することができるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、成果品に係る著作権のうち、乙が従前から有していた製品やサービス等に係る著作権は、乙に帰属するものとする。この場合において、乙は、甲に対し、成果品を利用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

- 5 乙は、甲に対して成果品に係る著作権者人格権の行使をしないものとする。
- 6 納入成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、乙は、当該著作物の使用に関しての費用負担を含み一切の手続きを行うこと。
- 7 システムに登録したデータ（初期設定により登録したデータを含む）に係る権利は、本県に帰属するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第 2 1 条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務をあらかじめ書面により甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、若しくは担保の目的に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 前項ただし書きの規定により売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、栃木県財務規則（平成 7 年栃木県規則第 12 号）第 80 条第 1 項に基づく確認を行い、支出命令確認の登録を行った時点で生ずるものとする。

（情報セキュリティ対策の実施）

- 第 2 2 条 乙は、委託業務を行うに当たり、委託業務に関する情報セキュリティ事故を未然に防ぐために、この契約において要求するセキュリティ対策を実施しなければならない。

（栃木県情報セキュリティポリシーへの適合）

- 第 2 3 条 乙は、前条のセキュリティ対策を、栃木県情報セキュリティ基本方針及び栃木県情報セキュリティ対策基準に適合するように実施するものとする。
- 2 前条の規定は、第 30 条第 1 項ただし書きの規定により委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託した場合において準用する。この場合において、前条の規定中「乙」とあるのは、「再委託先」と読み替えるものとする。

（秘密の保持）

- 第 2 4 条 甲及び乙は、委託業務を行うにあたり、相手方から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は委託業務以外の目的で利用しないものとする。ただし、以下のいずれかに該当する情報は、除くものとする。
- (1) 相手方から取得した時点で、既に公知であるもの
 - (2) 相手方から取得後、相手方の責によらず公知となったもの
 - (3) 法令等に基づき開示されるもの
 - (4) 相手方から秘密でないと指定されたもの
 - (5) 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に相手方に協議の上、承認を得たもの
- 2 甲及び乙は、相手方の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないものとする。

- 3 甲及び乙は、委託業務に関与した甲又は乙の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- 4 前3項の規定は、この契約が完了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 5 乙は、検査合格後、乙の事業所内部に保有されている委託業務に係る甲に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、甲から貸与されたものについては、甲に返却するものとする。

(個人情報保護)

第25条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(データ等の適正管理)

第26条 乙は、委託業務を行うに当たり、甲から提供を受けた甲が所有するデータ及び資料(以下「データ等」という。)について、善良なる管理者の注意義務をもって管理し、保管するものとする。

(調査等)

第27条 甲は、乙の委託業務及びセキュリティ対策の実施状況について、随時に調査し、又は必要な報告を書面で提出するよう乙に求めることができるものとする。

(事故等の報告)

第28条 乙は、この委託業務の実施に際して事故等が生じた場合及び情報セキュリティ事故等が生じた場合には、直ちに甲に書面で報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、委託業務の実施に際しての事故及び情報セキュリティ事故等の発生のおそれがあることを自ら認識し又は第三者から指摘されて知った場合においても準用する。

(指示)

第29条 甲は、乙の委託業務の進捗状況及びセキュリティ対策について、前二条の規定による調査及び報告の結果に基づき、乙に対して必要な指示を行うことができるものとする。

(再委託の禁止)

第30条 乙は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に再委託することができない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を受けたときは、この限りではない。

- 2 乙は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負う。また、乙は再委託の相手方に対して、本委託契約により乙が履行すべき義務と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めること。再委託先についても、甲が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じることが可能かどうか確認した上で、可否を判断すること。
- 3 乙は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて作業の進捗状況及び情報セ

キュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行を確保すること。
また、乙は、本調達の適正な履行の確保のために必要があると認める時又は甲の要請があった場合は、その履行状況について甲に対し報告すること。

- 4 乙は、甲が承諾した再委託の内容について変更しようとするときは、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、甲の許諾を得ること。

(契約変更)

第31条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(変更の届出)

第32条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

- 2 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到着しなかった場合には、通常到着すべき時にそれらが乙に到達したものとみなす。

(催告による解除)

第33条 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第34条 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (6) 乙がこの契約に違反したとき又は乙がこの契約に違反するおそれがあると甲が認めるとき。
- 2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条及び第1項の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

- 第35条 前2条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、その契約の解除が乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 2 甲に生じた損害額が前項の規定による違約金の金額を超える場合には、甲は、その超過額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。
 - 3 前2条の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(担保責任の期間の制限)

- 第36条 乙が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないものを甲に引き渡した場合において、甲による検査合格後から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、第12条に規定する履行の追完、第13条に規定する委託料の減額、第16条に規定する損害賠償の請求、第33条、第34条及び第35条に規定する契約の解除若しくは違約金の請求をすることができない。ただし、乙がその引渡しの時に不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(談合その他不正行為による解除)

- 第37条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、催告なしにこの契約を解除することができる。この場合において、乙は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。
- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
 - (3) 乙が、独占禁止法第77条の規定による抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 乙（乙が法人の場合には、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(賠償額の予定)

- 第38条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として委託料の100分の20に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。
- (1) 乙が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙に対

し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)に対する刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の場合において、甲に生じた損害額が前項に規定する賠償額を超えるときは、乙は超過額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約の費用)

第39条 この契約締結に要する費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄)

第40条 この契約について訴訟等を行う場合は、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

(暴力団排除に関する特例条項)

第41条 暴力団排除に関する特例条項については、別記「暴力団員等による不当介入を受けた場合の取扱特記事項」に定めるところによる。

(信義則)

第42条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第43条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが

協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

令和〇（西暦）年〇月〇日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県

知事 福田 富一

乙 〇〇県〇〇市〇〇〇

株式会社〇〇〇

〇〇〇〇〇

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

別記

暴力団員等による不当介入を受けた場合の取扱特記事項

- 1 乙は、本契約の履行において、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係業者（以下、「暴力団員等」という。）による不当要求及び不当妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2 上記1に掲げる規定により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面により甲に報告すること。
- 3 本契約において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより、履行に遅れが生じるなどの被害が発生した場合には、乙は、甲と協議を行うこと。